

## 山形県立保健医療大学大学院 履修証明プログラム「地元ナース特論」 －新しい時代の地元ナース事業へ－

### 1. 再編の概要

小規模病院等看護職のリカレント教育(学び直し)である地元ナース事業は、文部科学省の2014年度課題解決型高度医療人材養成プログラム「山形発・地元ナース養成プログラム」の一環として2015年度から開始されました。2025年度からは、今日の動向に合わせた大幅な再編を行います。再編の骨子は以下の通りです。

令和6年度まで	令和7年度以降
履修証明プログラム・小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム	「小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム」「フォローアップ研修」「看護 up to date」「相互交流事業」を統合拡充し、履修証明プログラム「地元ナース特論」へ
フォローアップ研修(上記のアドバンス教育)	
看護 up to date(診療所看護職対象)	
相互交流事業(小規模病院等看護職と大学教員の相互理解)	
協力病院連携会議・地元ナース懇談会	協力病院連携会議・地元ナース懇談会は継続する
Jナースカフェ	Jナースカフェは、県内外交流へ(詳細は今後検討)

### 2. 「地元ナース特論」へ再編の理由

- 1) 新たな看護職の生涯学習支援の方針が提示された:2023年10月26日に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が告示されました。1992年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき同年制定された基本指針が、約30年ぶりに初めて改定されたものです。
- 2) 履修証明プログラムの制度改正がなされた:2022年に文部科学省が履修証明制度の改正を行いました。当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とする、という改正です。

### 3. 「地元ナース特論」の内容と位置づけ

- 1) 内容:今までの地元ナース事業について、今日的な看護職の生涯学習支援の観点から見直し、統合拡充します。
- 2) 位置づけ:今までは、60時間以上の履修者に履修証明書を交付、そのことを履歴書の学歴欄に書くことができた、というものでした。今度の「地元ナース特論」を60時間以上履修した場合には、履修証明書を交付、そのことを履歴書の学歴欄に書くことがで

きる点は今までとまったく同じです。追加される点は、①「地元ナース特論」を本学大学院博士前期課程(いわゆる修士課程)の科目として位置付ける、②「地元ナース特論」を科目等履修生として60時間以上履修したら、本学大学院博士前期課程の単位(2単位)として認める、という点です。

「地元ナース特論」が大学院の単位として認められるとはどのようなことか

- ・「地元ナース特論」の履修にあたり、大学院受験は必要ありません。身分も大学院生ではありません。
- ・60時間以上履修で大学院の2単位を持つことで、もし、大学院を受験して入学した場合、その2単位を「既に修得済み」として扱えます。大学院を修了するためには31単位が必要ですが、そのうちの2単位を先取りできることになります。
- ・他方、今まで同様に、県内の看護職の生涯学習支援の観点から部分的な受講(単元履修と呼んでいた部分)も認めます。ただし、部分的な受講は大学院の単位にはなりません。

#### 4. 「地元ナース特論」の対象者

「小規模病院・診療所、高齢者・障がい者施設、訪問看護ステーション・在宅ケア関連機関に勤務している方」。今後は、それに加えて「地元医療福祉の推進に関心のある方」も含めます。それにより、中規模病院等の地域包括ケア病棟に勤めている方、離職中の方、その他(看護専門学校教員や看護協会関係者等)も履修が可能となります。

#### 5. 「地元ナース特論」を履修するための資格・学歴要件

- ・ 看護職としての資格要件は、「看護師の免許を持っている者」です。
  - ・ 学歴要件は、以下の通りです。
    - 1) 大学を卒業した者
    - 2) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
      - ① 看護系短期大学卒業者
      - ② 専修学校専門課程修了者←専修学校である看護学校卒業者
      - ③ その他
- 例)  
各種学校である看護学校(3年課程・2年課程)卒業者  
高校専攻科卒業者/5年一貫校卒業者
- ※ ③に該当する場合は、4月中旬に本学に必ずご相談ください。

※ 資格要件に当てはまらない場合

「地元ナース特論」を大学院の履修証明プログラムとして設定し、履修により単位を認める関係上、「准看護師」は、履修要件に当てはまりません。しかし、准看護師も部分的な受講はできます。

## 6. 受講料

- 1) 60 時間以上履修希望者は、本学大学院の科目等履修生の制度に則っていただきます。費用は計 67,600 円です。

内訳: 入学考査料 9,800 円、入学料・県内者 28,200 円、授業料 1 単位  
14,800 円×2 単位分。

- 2) 部分的な受講の場合の費用は、本学でさまざま検討した結果、当面の間、無料で行うこととしました。

## 7. 「地元ナース特論」の内容

- 1) 共通科目 45 時間(30 回)と選択科目 15 時間以上(10 回以上)の計 60 時間(40 回)で構成します。

区分	授業項目	時間
共通	今日の看護・看護教育/地域包括ケア時代の看護	45 時間 (30 回)
	看護実践と専門的アセスメント	
	看護実践と研究	
選択	エビデンスに基づく看護ケア	15 時間以上 (10 回以上) を選択
	ケア創造に向けた発想・連携	
	次世代育成プログラムの設計	
	看護実践の哲学	
	看護研究力の醸成	

- 2) 共通科目は、主に今までの小規模病院等看護ブラッシュアッププログラムの内容について、再編・拡充しています。
- 3) 選択科目は、今までのフォローアップ研修、看護 up to date、相互交流事業を再編・拡充し、さらに、今日の看護職にとって必要な新たな内容を加えています。
- 4) 「大学院の単位として認められる内容となる」ということで「難しくなる…」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは心配しないでください。今までも、十分に高度な内容で行ってきました。それをさらに洗練したもの、とご理解ください。

## 8. 「地元ナース特論」の履修期間: 原則として当該年度です。

## 9. 令和 7 年度スケジュール

### 1) 60 時間以上履修希望者

① 大卒者以外は、出願資格審査が必要です。

出願資格審査の書類は、5月19日(月)～5月30日(金)必着

出願資格審査申請書(本学所定)、490円分の郵便切手

成績証明書(出身学校長作成・厳封)

出願資格審査の結果は、6月9日(月)までに通知します。

② 出願

大卒者及び出願資格を認定された方は、出願をしてください。

受付期間 6月10日(火)～6月20日(金)必着

出願書類等 科目等履修生入学書類、履歴書

成績証明書(出願資格審査で提出している場合、不要)

入学考査料 9,800円

③ 選考方法 書類審査及び面接 6月23日(月)～6月30日(月)

### 2) 部分的な受講希望者

6月中に手続きしていただく予定です。書類は現在、準備中です。

### 3) 経過措置

2024年度に60時間履修を目指していながら、種々の事情で時間数が不足した方へは経過措置を考えています。その内容については、個別に当事者にお伝えします。

## 10. おわりに

今日の看護職の生涯学習支援において、大学院の単位として認められる学びは重要です。また、「地元ナース特論」は、看護職の社会的な地位向上に寄与できると考えています。

一方、新しい取り組みですので、ご質問・ご意見等、様々あろうかと存じます。ご質問・ご意見等は、下記へご連絡ください。

山形県立保健医療大学

大学院看護学分野および看護実践研究センター

<窓口>

「地元ナース特論」学内連絡教員 佐藤志保

E-mail ns-cent@yachts.ac.jp

<備考>

履修証明書の交付を受けた場合の履歴書の学歴欄の書き方(例)

R6 年度までの全科目(60 時間以上)受講者(R7 年の経過措置者を含む)

〇〇年 2 月

山形県立保健医療大学履修証明プログラム「小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム」修了

R7 年度以降の 60 時間以上の履修者

〇〇年 3 月

山形県立保健医療大学大学院履修証明プログラム「地元ナース特論」修了